

9 作業基準の遵守（法第 18 条の 14、第 18 条の 19、第 18 条の 20、第 18 条の 22）

特定工事の元請業者及び自主施工者は、使用されている建築材料の種類により、大気汚染防止法に定められた作業基準を遵守しなければなりません。なお、作業を下請負人に委託する場合、作業基準は元請業者だけでなく、下請負人も遵守しなければなりません。

9. 1 作業計画の作成（法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 1 項）

対象：特定工事の元請業者又は自主施工者

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、特定粉じん排出等作業の計画を作成し、作成した計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行ってください。なお、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業基準が異なります。

(1) 記載項目

「7. 3 事前調査結果の発注者への説明」の内容に発注者の氏名等を加え、調査者等の氏名等を削除したものになります。

作業計画の記載事項

- ① 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であってはその代表者氏名
- ② 特定工事の場所
- ③ 特定粉じん排出等作業の種類
- ④ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑧ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑨ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

特定粉じん排出等作業の方法は、施工方法がわかるような記載をしてください。

(2) 作成時期

① 吹付け石綿、石綿含有断熱材等

作業計画が事前調査結果の発注者への報告事項となっているため、発注者への報告前に作業計画を作成する必要があります。作業計画の記載事項は、特定粉じん排出等作業実施届事項（12. 2 特定粉じん排出等作業の実施の届出）と同じであり、発注者が特定粉じん排出等作業実施届出を届出期日までに提出できるように作成する必要があります。解体等工事の開始日の 14 日前までに（特定粉じん排出等作業を工事の開始日から 14 日以内に開始する場合は、特定粉じん排出等作業の開始日 14 日前までに）する必要があります。

② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

特定粉じん排出等作業を開始するまでに作成してください。

9. 2 作業方法等の掲示（規則第 16 条の 4 第 2 号）

対象：特定工事の元請業者又は自主施工者

(1) 設置期間

特定工事の期間中、掲示してください。

(2) 掲示の方法

次の事項を記載した掲示板（大きさ：A3、297×420mm 以上）を公衆の見やすい箇所に設置してください。

掲示板の記載事項

- ① 特定粉じん排出等作業の実施の届出をしたときは、その届出年月日、届出先
- ② 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、（法人の場合）代表者の氏名
- ③ 作業期間
- ④ 作業方法
- ⑤ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

※ 具体的な様式を定めておらず、石綿障害予防規則など他法令に基づく掲示、事前調査結果の表示（8. 1 事前調査結果の掲示）の記載事項と併せた形式で表示しても差し支えありません。なお、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はありません。

<参考> 大気汚染防止法に基づく事前調査結果及び作業基準による掲示例

（石綿障害予防規則と併用）

① 吹付け石綿、石綿含有断熱材等

石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※掲示サイズは(A3以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第 88 条第 3 項（労働安全衛生規則第 90 条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第 3 条第 8 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称		労働基準監督署		令和 年 月 日		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	神奈川 都・道・府(県)	川崎市 区	令和 年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)			
調査終了年月日	調査表示日		令和 年 月 日	住所			
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~	元請業者(工事の施工者かつ調査者)			
【調査方法】	調査方法の概要(調査箇所)			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)			
【調査箇所】	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			住所			
【石綿含有あり】	【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照			現場責任者氏名		連絡場所 TEL	
				を石綿作業主任者に選任しています。			
				調査を行った者(分析等の実施者)			
				氏名又は名称及び住所			
				事前調査・試料採取を実施した者			
				① 特定建築物石綿含有建材調査者			
				環境(株) 氏名 登録番号			
				住所: -			
				分析を実施した者			
				② 氏名 登録番号			
				住所: -			
				その他の事項			
				調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す			
				①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明			
				⑤材料の製造年月日			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他					
集じん機種・型式・設置数	機種:集じん・排気装置・型式: ○~2000・設置数:○台						
排気能力(m ³ /min)	m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)						
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・精修効率:99.97%・粒子径:0.3µm						
使用する資材及びその種類							
その他の石綿(特定粉じんの)排出又は飛散の抑製方法							
備考:その他の条例等の届出年月日		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(令和 年 月 日届出)					

② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(レベル3)記入例 ※揭示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
本工事は、石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第18条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称: 解体工事作業所	
調査終了年月日:	令和 年 月 日:
看板表示日:	令和 年 月 日:
解体等工事期間:	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等作業期間:	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
調査方法: 【調査箇所】:	元請業者(工事の施工者かつ調査者): 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名): 住所:
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠): 【石綿含有あり】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。 . . . 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。 .	現場責任者氏名: 連絡場所 TEL: を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者): 氏名又は名称及び住所: 裏面署名: 試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 登録番号 住所: 分析を重畳した者 ② 氏名 登録番号 住所:
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法: 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 石綿含有成形板等 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 石綿含有仕上塗材	①一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 登録番号 住所: 分析を重畳した者 ② 氏名 登録番号 住所:
使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液: ・剥離剤: ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	その他の事項 調査結果の概要に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日 ⑥みなし
備考:その他の条例等の届出年月日: 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(令和 年 月 日届出)。	

※ 特定粉じん排出等作業がないときは、「8. 1 事前調査結果の揭示」の事前調査結果についてのみ揭示してください。

9. 3 特定建築材料の除去等の方法

(法第18条の14、第18条の19、規則第16条の4第6号・別表第7)

特定建築材料の除去等の方法を遵守すべき者は、次の通りです。

なお、作業を下請負人に委託する場合は、下請負人も遵守しなければなりません。

対象：特定工事の元請業者、自主施工者、下請負人

(1) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置																
1	<p>①吹付け石綿を除去する作業</p> <p>②石綿含有断熱材等を次の方法で除去する作業</p> <p>方法：かき落とし、切断、破碎（2、3に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（作業場）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z 8122に定めるHEPAフィルターを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">タイミング頻度</th> <th style="width: 50%;">確認方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに</td> <td>◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）</td> </tr> <tr> <td>除去等を行う日の開始後</td> <td>・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器</td> </tr> <tr> <td>集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合</td> <td>◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）</td> <td>・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">タイミング頻度</th> <th style="width: 50%;">確認方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除去等を行う日の作業開始前</td> <td>◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）</td> </tr> <tr> <td>作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）</td> <td>・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p>	タイミング頻度	確認方法等	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）	除去等を行う日の開始後	・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと	その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと	タイミング頻度	確認方法等	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）	作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）	・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること
タイミング頻度	確認方法等																	
初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計（推奨）																	
除去等を行う日の開始後	・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器																	
集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	◆確認事項 ・排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと																	
その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと																	
タイミング頻度	確認方法等																	
除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定（推奨）																	
作業中断時 （休憩や当日の作業終了で退室した時）	・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること																	

		<p>へ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>石綿含有断熱材等を次の方法で除去する解体作業</p> <p>方法：原形のまま取り外す等の方法（3に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>1に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たり、予め特定建築材料の除去が著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水すること。</p>
4	<p>①吹付け石綿使用されている建築物等の改造又は補修作業</p> <p>②石綿含有断熱材等が使用されている建築物等の改造又は補修作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の欄のイからへまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の欄のイからへまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>※吹付け石綿の囲い込み、封じ込めについては上記1の作業基準を、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材の囲い込み封じ込めについては上記2の作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。（H18.1.11 環境省水、大気環境局長通知）</p>

(2) 石綿含有成形板等の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	①石綿含有成形板等 (ケイ酸カルシウム板第1種を除く)	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。 イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。) ロ 湿潤化して除去すること。 (イの方法によりを除去することが技術上著しく困難な場合) ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
	②ケイ酸カルシウム板第1種	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。 イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。) ロ イが困難な場合。 (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

(3) 石綿含有仕上塗材の場合

次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに、右の欄の作業基準に従うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じてください。

なお、下地調整材は、石綿含有成形板等に該当しますので、石綿含有成形板等をご参照ください。

石綿含有仕上塗材の除去工法については、新しい処理工法が今後開発される可能性もあります。新しい処理工法で除去を行いたい場合は、事前にご相談ください。

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	仕上塗材	次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。) 例)・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度) ・剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa 以上) ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を

		<p>除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
--	--	---

9. 4 下請負人に対する元請業者の指導 (法第 18 条の 22)

対象：特定工事の元請業者

特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。

9. 5 作業の記録

(1) 作業の記録 (法第 18 条の 14、規則第 16 条の 4 第 3 号)

対象：特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

記録事項と記録方法

- 確認年月日
 - 確認の結果 (確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)
 - 確認者の氏名
 - 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等
- ① 集じん・排気装置を使用した除去を行う場合
集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み、封じ込め (以下囲い込み及び封じ込めを「囲い込み等」という。) の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果等も含まれます。
- ② 作業の途中で作業計画に変更があった場合
変更内容がわかるように記載してください。

<参考>作業記録の例

特定工事の作業記録の例は、環境省及び厚労省発行の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に掲載されています。

(2) 作業が計画に基づき適切に行われていることの確認(法第18条の14、規則第16条の4第4号)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。なお、下請負人に特定工事を請け負わせていない場合の特定工事の元請業者又は特定工事の自主施工者は、自ら特定粉じん排出等作業の実施状況に関する記録を作成することを通じて、作業が適切に行われていることを確認してください。

① 確認時期

- ・除去又は囲い込み等の実施中に適宜
- ・除去又は囲い込み等が終了したとき

(3) 取り残し等の確認 (法第18条の14、規則第16条の4第5号)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

元請業者等は、除去作業については取り残しが無いこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

① 記録の実施者

除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者^{※1}

- ・建築物：調査者等事前調査の知識を有する者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者があり、一戸建等石綿含有建材調査者は、一戸建住宅等に限りません。）

または石綿作業主任者

- ・工作物：石綿作業主任者

※「解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができますが、必要な知識を有する者に調査を行わせることが望ましいとされています。